

高松市監査委員告示第24号

定期監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表します。

平成24年11月22日

高松市監査委員 吉田正己  
同 山下稔  
同 妻鹿常男  
同 西岡章夫

定期監査結果に基づく措置通知について

第1 定期監査で指摘した事項に対する措置内容等

対象部局	健康福祉局こども未来部子育て支援課	
措置通知日	平成24年8月3日	
	【改善を要する事項】	【措置された内容】
	<p>特定の随意契約に係る公表をすべきもの</p> <p>地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行う場合は、高松市契約規則第17条の3の規定および平成20年3月10日付け高監号外財産活用課長・監理課長通知「障害者支援施設等からの物品の買入れ、役務の提供を理由とする随意契約の手続きについて」により、契約内容等を公表しなければならないが、児童厚生施設における樹木の害虫駆除業務委託および剪定業務委託に係る社団法人高松市シルバー人材センターとの契約については公表が行われていないので、今後、同種の契約を締結する場合には、適正に事務処理されたい。</p>	<p>契約内容の公表については、平成23年度から高松市ホームページで行った。</p>

対 象 部 局	病院局市民病院事務局総務課，市民病院塩江分院事務局，市民病院附属香川診療所事務局
措 置 通 知 日	平成 2 4 年 8 月 2 7 日
【改善を要する事項】	【措置された内容】
<p>業務委託契約の検収に係る事務処理を適正にすべきもの</p> <p>高松市契約規則第 3 2 条は，契約代金は検収調書に基づかなければ支払をしてはならないと規定しているが，市民病院，塩江分院および香川診療所の平成 2 2 年度臨床検査業務委託は，検収調書を作成しないまま契約代金を支出しているので，今後においては，同規定により，適正に事務処理されたい。</p> <p>また，同条ただし書は，契約金額が少額であって検収調書を作成する必要のないものは，検収に当たった職員が支出命令票に検収済の確認印を押印することによって，これに代えることができることと規定しているが，塩江分院および香川診療所の同業務委託では，見積徴取伺決裁上で検収員に任命された職員以外の者が検収印を押印しているものが見受けられたので，今後は，適正に事務処理されたい。</p>	<p>臨床検査業務委託契約については，平成 2 3 年度から，塩江分院および香川診療所の臨床検査業務についても市民病院事務局で取りまとめて契約事務を行うこととし，関係規則等に基づき検収調書を作成し，執行伺で検収員に任命された職員が検収を行い，また，検収調書を作成する必要のないものは，検収に当たった職員が支出命令票に検収済の確認印を押印し，契約代金を支払うように改めた。</p>
<p>業務委託契約に係る業者選定理由と根拠を明確にすべきもの</p> <p>平成 2 2 年 3 月 1 9 日付け高契号外財務部長通知「契約事務等の取扱いについて（通知）」により，一者随意契約によらざるを得ない場合は，その理由と根拠を明確にしなければならないが，市民病院，塩江分院および香川診療所の平成 2 2 年度臨床検査業務委託については，見積業者は 2 者であるものの，検査項目を 2 者に振り分けて見積徴取をしているため，一者随意契約に準ずる契約となっているにもかかわらず，その理由と根拠が明確にされていないので，今後，同様の一者随意契約に準ずる契約による見積徴取をしようとする場合は，業者選定理由と根拠を明確にされたい。</p>	<p>臨床検査業務委託契約については，平成 2 3 年度から，塩江分院および香川診療所の臨床検査業務についても市民病院事務局で取りまとめて契約事務を行うこととし，一者随意契約に準ずる契約を行うに当たり，見積徴取伺決裁に添付する見積業者等一覧表に業者選定理由と根拠を明記した。</p>

対 象 部 局	病院局市民病院事務局総務課	
措 置 通 知 日	平成 2 4 年 8 月 2 7 日	
	<b>【改善を要する事項】</b>	<b>【措置された内容】</b>
	<p>適正な契約書を作成すべきもの</p> <p>契約の締結に当たっては、高松市契約規則第 2 0 条の規定により、適正な契約書を作成しなければならないが、市民病院の学部学生の病院実習に関する契約書には契約日が記載されていないので、今後、契約を締結する場合は、適正な契約書を作成されたい。</p>	<p>学部学生の病院実習に関する契約書については、契約日の記載漏れがあったが、平成 2 3 年度から記載漏れのないうよう適正に作成した。</p>
	<p>産業廃棄物処理業務委託に係る契約書を適正に作成すべきもの</p> <p>産業廃棄物の運搬、処分等を委託する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 2 条第 4 項、同法施行令第 6 条の 2 第 3 号の規定により、また、特別管理産業廃棄物の運搬、処分等を委託する場合は、同法第 1 2 条の 2 第 4 項、同法施行令第 6 条の 6 第 2 号および第 6 条の 2 第 3 号の規定により、委託契約書に、委託する産業廃棄物の種類および数量などの条項を約定しなければならないが、市民病院の臨時産業廃棄物（不用物品）処理業務委託契約については、契約書に委託する産業廃棄物の種類を約定しているものの、予定数量および最終処分施設の処理能力に関する条項が盛り込まれていないので、今後、同様の契約を締結しようとする場合には、これらの規定により適正な契約書を作成し、契約を締結されたい。</p>	<p>平成 2 3 年度から、臨時産業廃棄物（不用物品）処理業務委託契約書〔産業廃棄物収集・運搬用〕については、契約書等に予定数量を、また、同委託契約書〔産業廃棄物処分用〕については、最終処分施設の処理能力に関する条項を盛り込むようにそれぞれ改めた。</p>

対 象 部 局	財政局税務部納税課	
措 置 通 知 日	平成 2 4 年 8 月 2 8 日	
	<b>【改善を要する事項】</b>	<b>【措置された内容】</b>
	<p>市外出張命令に係る事務処理を適正にすべきもの</p> <p>高松市職員服務規程第 1 4 条第 1 項の規定により、宿泊を要しない市内</p>	<p>市外出張命令に係る事務処理については、高松市職員服務規程第 1 4 条第</p>

<p>出張を除き、職員は、出張をしようとするときは、庶務管理システムに所要事項を入力し、あらかじめ決裁を受けなければならないとされているが、納税課の平成23年8月16日の三木町への出張に係る事務処理については、市外出張命令の処理を行うべきところ、市内出張命令簿により処理されており、庶務管理システム上の出張命令処理が行われていないので、今後、同様の出張をしようとするときは、適正に事務処理されたい。</p>	<p>1項の規定に従い、平成24年度から、庶務管理システムに所要事項を入力するよう職員に対し注意喚起するとともに、適正な事務処理を行った。</p>
<p>納品書を受領した場合の請求書に係る事務処理を適正にすべきもの</p> <p>高松市契約規則第32条第2項および高松市物品会計規則第21条第1項ただし書の規定により、検収に当たった職員による検収済の確認印が押印されている納品書を確認した日を当該請求書に記載して、確認印を押印することとなっているが、納品書を受領した納税課の豆型せん孔機購入代の請求書については、検収日および検収者の確認等の押印がなされていないので、今後は適正に事務処理されたい。</p>	<p>納品書を受領した場合の請求書に係る事務処理については、高松市契約規則第32条第2項および高松市物品会計規則第21条第1項ただし書の規定により、平成24年度から請求書に検収日および検収者の確認印を押印し、適正な事務処理を行うとともに、文書審査のチェック体制を強化した。</p>

対 象 部 局	創造都市推進局産業経済部中央卸売市場業務課	
措 置 通 知 日	平成24年9月10日	
<b>【改善を要する事項】</b>	<b>【措置された内容】</b>	
<p>業務委託契約に係る適正な仕様書を作成すべきもの</p> <p>平成22年3月19日付け高契号外財務部長通知「契約事務等の取扱いについて（通知）」により、業務委託については、適正な労働条件の確保の観点から、その仕様書に労働関係法規の遵守および適正な雇用条件の確保についての事項を加えなければならないが、平成22年度に締結した中央卸売市場水産物棟排水溝等清掃業務委託契約の仕様書には、これらの事項が盛り込まれていないので、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、適正な仕様書を作成されたい。</p>	<p>平成24年度から、業務委託の仕様書に適正な労働条件を確保するための項目を追加した。</p>	

<p>発注簿の事務処理を適正にすべきもの</p> <p>発注簿等財務処理要領第6項に規定する発注簿（物品購入用）には、発注日および兼命令処理日を記入しなければならないが、平成23年6月24日に見積徴取を行ったスタンプインキについては、発注日および兼命令処理日が記入されていないので、今後、同種の発注を行う場合には、同項の規定により、適正に事務処理されたい。</p>	<p>平成24年3月分以降の事務処理から、記載漏れがないように、ダブルチェック等をより厳格に行うよう運用を改め、適正に処理した。</p>
--	--

対象部局	総務局危機管理課	
措置通知日	平成24年10月1日	
<b>【改善を要する事項】</b>	<b>【措置された内容】</b>	
<p>支出負担行為兼支出命令に係る事務処理を適正にすべきもの</p> <p>高松市会計規則第52条および別表第1第11項ならびに高松市発注簿等財務処理要領第9項では、契約金額が少額である消耗品費，印刷製本費，修繕料等については，発注簿等を添付文書管理票により支出負担行為兼支出命令の添付文書としなければならないと規定しているが，高松市庵治町防災無線調整修繕料に係る支出負担行為兼支出命令には，発注簿等が添付されていないので，今後は，これらの規定により適正に事務処理されたい。</p>	<p>平成24年度から，支出負担行為兼支出命令の添付文書に発注簿を添付して回議し，適正な事務処理を行った。</p>	
<p>発注簿の事務処理を適正にすべきもの</p> <p>発注簿等財務処理要領第6項に規定する発注簿（物品購入用）には，発注日および兼命令処理日を記入しなければならないが，平成23年12月1日に見積徴取を行ったルーフトップ用高利得ホイップアンテナについては，発注日および兼命令処理日が記入されていないので，今後，同種の発注を行う場合には，同項の規定により適正に事務処理されたい。</p>	<p>平成24年度から，発注簿への発注日および兼命令処理日の記入，確認を徹底し，適正な事務処理を行った。</p>	

対 象 部 局	創造都市推進局産業経済部農林水産課
措 置 通 知 日	平成24年10月22日
<b>【改善を要する事項】</b>	<b>【措置された内容】</b>
<p>特定の随意契約に係る公表をすべきもの</p> <p>地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行う場合は、高松市契約規則第17条の3の規定および平成20年3月10日付け高監号外財産活用課長・監理課長通知「障害者支援施設等からの物品の買入れ、役務の提供を理由とする随意契約の手続きについて」により、契約内容等を公表しなければならないが、平成22年度チップ堆肥化作業委託に係る社団法人高松市シルバー人材センターとの契約については、公表が行われていないので、今後、同種の契約を締結する場合には、適正に事務処理されたい。</p>	<p>チップ堆肥化作業委託に係る社団法人高松市シルバー人材センターとの契約については、平成23年度から公表することとした。</p>
<p>適正な年度協定を締結すべきもの</p> <p>高松市食肉センターの管理に関する基本協定では、指定管理者に行わせる管理業務は、条例に規定する業務とし、その細目は、年度協定に定められているが、年度協定で定めた管理業務の細目には、条例に市長が行うことと規定している業務が記載されているので、今後は、適正な年度協定を締結されたい。</p>	<p>適正な年度協定の締結については、平成24年度から、年度協定の管理業務の細目から条例に市長が行うことと規定している業務を削除し、適正に年度協定を締結した。</p>
<p>適正な収支精算書を提出させるべきもの</p> <p>平成22年度高松市国分寺町盆栽集出荷施設管理運営業務に係る委託業務完了報告書に添付された収支精算書では、仕様書で定めた業務に係る経費の総額が契約金額を上回ったことから、経費の一部が報告されていないので、今後は、適正な収支精算書を提出するよう、受託者を指導されたい。</p>	<p>高松市国分寺町盆栽集出荷施設管理運営業務に係る委託業務完了報告書に添付すべき収支精算書については、平成23年度から受託者に対し適正な収支精算書の提出を求めた。</p>

第2 定期監査で付した監査委員の意見に対する措置内容等

対 象 部 局	創造都市推進局産業経済部農林水産課	
措 置 通 知 日	平成24年10月22日	
	【意見を付された事項】	【措置された内容】
	<p>補助事業の実績確認について</p> <p>平成22年度水産団体育成事業（漁業協同組合連絡協議会事業）補助金については、補助金等実績報告書に収支決算書と事業報告が添付されているものの、事業計画書に記載の補助事業について実績確認ができる内容となっていないので、補助金等交付申請者に対し、実績確認ができる資料を提出するよう指導されたい。</p>	<p>水産団体育成事業（漁業協同組合連絡協議会事業）補助金については、平成23年度から補助金等交付申請者に対し、事業計画書に記載の補助事業について実績確認ができる資料の提出を求めた。</p>

第3 定期監査で付した監査委員の総括的意見に対する措置内容等

対 象 部 局	総務局総務課	
措 置 通 知 日	平成24年9月20日	
	【意見を付された事項】	【措置された内容】
	<p>適正な事務処理体制の確保について</p> <p>改正されている見積業者等一覧表を用いていないものや、委託業務において仕様書を作成していないものなど、適正性を欠いた事務処理が見受けられた。これらは、制度改正時の周知が不十分であったり、事務引継が不適切であったことに起因しているものであるが、事務処理に際しては適正性の確保に努められるよう、なお一層留意されたい。</p>	<p>平成24年7月20日に、国・県を含めた制度改正等についての把握や職員への周知を徹底し、事務処理に際しての適正性を確保するよう、管理職および係長級職員を対象として、周知を行った。</p>
	<p>庁内通知文の効果的な周知方法等について</p> <p>所管部局からの事務手続の改正等に係る通知事項の認識不足などの理由により、委託契約等に係る仕様書の作成、契約の履行遅延に対する遅延利息の率および見積業者等一覧表の取扱いが適正に行われていない事例が見受けられた。</p>	<p>平成24年7月20日に、国・県を含めた制度改正等についての把握や職員への周知を徹底し、事務処理に際しての適正性を確保するよう、管理職および係長級職員を対象として、周知を行った。</p>

この原因の一つには、所管部局から各課への通知が庁内LANである高松市グループウェアのインフォギャラリーに掲載して行われ、各課の職員がそのことを十分に把握または確認していなかったことより、通知の閲覧を失念してしまったことが考えられるので、今後、インフォギャラリーを利用して、各課に情報提供をしようとする課にあっては、掲載件名の表示方法の工夫や掲載期間の延長など、実効性のある効果的な周知が図れるよう、措置を講ずるとともに、インフォギャラリーを閲覧する各課の職員にあっては、インフォギャラリーに掲載された契約事務に係る通知事項を見過ごすことのないよう、常に掲載情報に留意されたい。